

(図表11) 先進諸国における最近の相続税制の動向 (注1)

| | 国 | 相続税の有無 | 税率 | 最近の主な動き (注2) |
|--------|------------|--------|---|---|
| 遺産税方式 | イギリス | ○ | 40% | 2007 生存する配偶者が死亡配偶者の使い残した控除額を使用できる措置の導入 2010 非課税枠の物価連動凍結 |
| | アメリカ | ○ | 18~40% (12段階の累進税率) | 2001 ブッシュ減税法案可決 (2002~2009年にかけて非課税枠拡大、最高税率減。2010年廃止) 2010 遺産税の一時廃止 2011 遺産税の復活 2013 最高税率の引き上げ、生存する配偶者が死亡配偶者の使い残した控除額を使用できる措置の恒久化 |
| | オーストラリア | × | | 1979 廃止 1985 死亡時譲渡所得課税の導入 |
| | カナダ | × | | 1972 廃止 1972 死亡時譲渡所得課税の導入 |
| | ニュージーランド | × | | 1999 廃止 (92年から税率はゼロ) |
| 取得税方式 | デンマーク (注3) | ○ | <配偶者> 0%、<近親者> 15%、<その他> 36.25% | 1995 取得税方式から遺産税・取得税の折衷的方式に変更 |
| | フィンランド | ○ | <配偶者、直系、配偶者の直系等> 7~16% (4段階の累進税率) <その他> 20~32% (3段階の累進税率) | 2008 控除の大幅引き上げ、カテゴリーⅢの削減、事業承継の特例拡大 2009 税率の引き下げ (カテゴリーⅠ) 2012 最高税率区分の追加 (カテゴリーⅠ) |
| | フランス | ○ | <直系> 5~45% (7段階の累進税率) <兄弟> 35~45% (2段階の累進税率) <4親等内親族> 55% <その他> 60% | 2006 生前贈与の累積期間見直し (10年→6年) 2007 配偶者などに対する課税を免除、控除の引き上げ (直系、兄弟) 2012 税率の引き上げ (直系、配偶者)、生前贈与の累積期間見直し (6年→10年)、控除の引き下げ (直系)、生前贈与の累積期間見直し (10年→15年) 2013 控除額や税率などの物価連動廃止 (予定) |
| | ドイツ | ○ | <配偶者、子、親、孫> 7~30% (7段階の累進税率) <兄弟、甥・姪、義理の子・父母等> 15~43% (同上) <その他> 30~50% (2段階の累進税率) | 2009 控除の引き上げ、税率適用金額の引き上げ、税率の引き上げ (カテゴリーⅡ、Ⅲ)、事業承継の特例拡大 2010 税率引き下げ (カテゴリーⅡ) |
| | ギリシャ | ○ | 【不動産のケース】 <配偶者、子、親、孫> 1~10% (3段階の累進税率) <兄弟、その他近親者等> 5~20% (同上) <その他> 20~40% (同上) | 2006 控除の引き上げ (カテゴリーⅠ) 2008 控除の引き上げ、不動産・株式などを中心に税率の大幅引き下げ 2010 【不動産】 控除の引き上げ、単一税率から累進税率に変更 (カテゴリーⅠ、Ⅱ) 【現金】 控除の廃止 (カテゴリーⅠ、Ⅱ)、税率の引き上げ (カテゴリーⅡ) |
| | アイスランド | ○ | 10% | 2004 累進税率から単一税率に変更、控除の引き上げ 2011 税率の引き上げ、控除の引き上げ |
| | アイルランド | ○ | 30% | 2008 税率の引き上げ 2009 税率の引き上げ、控除の引き下げ 2010 控除の引き下げ 2011 税率の引き上げ、控除額物価連動廃止 |
| | イタリア | ○ | <配偶者、直系> 4% <兄弟、その他親族> 6% <その他> 8% | 2001 相続税の廃止 (遺産税と取得税の折衷的方式) 2006 相続税の再導入 (取得税方式) (カテゴリーごとの単一税率) 2007 「兄弟」を「配偶者、直系」カテゴリーから分離し、「その他親族」の税率を適用 |
| | 日本 (注3) | ○ | 10~55% (8段階の累進税率) (注4) | 2003 最高税率の引き下げ、相続時精算課税制度の創設 2008 中小企業経営承継円滑化法、事業承継時納税猶予制度の導入 2013 最高税率などの引き上げ、基礎控除の引き下げ、事業承継時納税猶予制度の要件緩和 (ともに15年から適用) |
| | オランダ | ○ | <配偶者、子> 10~20% (2段階の累進税率) <孫> 18~36% (同上) <その他> 30~40% (同上) | 2010 控除の引き上げ、税率区分の削減、最低税率の引き上げ、最高税率の引き下げ、事業承継の特例拡大 |
| | ノルウェー | ○ | <子> 6~10% (2段階の累進税率) <その他> 8~15% (同上) | 2006 事業承継の特例導入 2009 控除の引き上げ、税率の引き下げ |
| | スペイン (注5) | ○ | 7.65~81.6% (注6) | 特になし |
| | オーストリア | × | | 2008 廃止 |
| | ポルトガル | × | | 2004 廃止 |
| スウェーデン | × | | 2004 廃止 | |

(資料) IBFD, Ernst & Young『International Estate and Inheritance Tax Guide 2012』、各国の財務当局および欧州委員会のウェブサイトなどをもとに日本総合研究所作成

(注1) 作成日は、2012年末。ただし、アメリカ、日本に関しては、2013年1月末。

(注2) この欄における「カテゴリー」とは、被相続人との親疎に応じた区分であり、カテゴリーⅠが配偶者や子など最も近い続柄を含むカテゴリー。ただし、カテゴリーは国ごとに異なるので、それぞれの税率欄を参照のこと。

(注3) デンマークと日本については、便宜上、取得税方式に分類した。日本は、税制改正大綱の内容を反映させた。

(注4) 遺産を法定相続分に従って分割したという仮定のもとで、法定相続分に適用される税率。また、相続人が被相続人の配偶者、父母、子以外の場合、控除差し引き前の相続税額に2割が加算される。

(注5) 自治州が税率や控除額などを一定の範囲内で設定する権限を持つ。

(注6) 税率は、相続額、被相続人との親疎、相続人の従前保有資産額の三つの要因から決定される。まず、相続額に応じてベースとなる税率 (7.65~34%、16段階の累進税率) が決まる。次に、その税率に被相続人との親疎 (3区分) や相続人の従前保有資産額 (4区分) に応じた乗数 (1.0~2.4) を掛け合わせて算出される。